人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令

人口動態調査令施行細則（昭和二十三年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第五号を次のように改める。

様式第５号（第６条関係）

数字記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査離婚票 5

（和暦）　年　月　日　市区町村受付

（和暦）　年　月　日　保健所受付

統計法に基づく基幹統計調査　政府統計

照会　/　/　:

市区町村符号及び保健所符号　□□□□□　支所　保健所　□□

事件簿番号　□□□□

市区町村受付月　□□月

(1) 氏名及び生年月

夫　和暦　年　月

妻　和暦　年　月

(2) 国籍

夫　1日本　2韓国 朝鮮　3中国　4フィリピン　5タイ　6米国　7英国　8ブラジル　9ペルー　10その他の国　11不詳

妻　1日本　2韓国 朝鮮　3中国　4フィリピン　5タイ　6米国　7英国　8ブラジル　9ペルー　10その他の国　11不詳

(3)(4) 離婚の種別

協議

調停　審判　和解　請求の認諾　判決

調停・審判・和解・請求の認諾又は判決の年月　和暦　年　月

(5) 未成年の子の数

父母双方が親権を行う子　□□

父（夫）が親権を行う子　□□

母（妻）が親権を行う子　□□

親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子　□□

(6)(7) 同居の期間

同居を始めたとき　和暦　年　月

別居したとき　和暦　年　月

(8) 別居する前の住所

日本　1 届出市区町村と同じ　2 届出市区町村以外の市区町村

外国　3

都道府県　市，郡，特別区　町，村，指定都市の区又は総合区（指定都市の町，字，丁目以下は記入しないでください）

(9) 別居する前の世帯の主な仕事

1農家　2自営　3勤Ⅰ　4勤Ⅱ　5その他　6無職

(10) 別居する前の夫妻の職業

夫　□□　妻　□□

確認　（　　）欄

備考　/

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

附則

（施行期日）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。